

令和4年度第2回さいたま市脱炭素推進本部会議 次第

令和5年1月16日（月）

於：政策会議室

各 執務室

1 開 会

2 議 題

公共施設の脱炭素化について

～（仮称）さいたま市重点対策加速化事業について～

3 閉 会

＜資料＞

資料1 （仮称）さいたま市重点対策加速化事業について

## (仮称) さいたま市重点対策加速化事業について

---

# 背景（総合経済対策への対応）

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 抜粋（令和4年10月28日閣議決定）

## 第2章 経済再生に向けた具体的施策

### I 物価高騰・賃上げへの取組

#### 2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換

##### （1）危機に強いエネルギー供給体制の構築

今回のロシアによるウクライナ侵略による国際エネルギー市場の混乱や国際的な供給不安を目の当たりにし、我が国のエネルギー供給体制やエネルギー安全保障強化の必要性が改めて明らかになった。また、エネルギー価格の高騰と円安の進行が相まって輸入物価の上昇を通じ、過去最大規模の海外への所得流出をもたらしている。

国際関係や国際商品市況の影響を過度に受けない経済構造へと転換すべく、エネルギーの安定確保とともに、企業・家庭の省エネ対策の抜本強化やゼロエミッション電源の最大限の活用等により、化石燃料の海外依存を引き下げ、危機に強いエネルギー供給体制を構築していく。

このため、足下の対応として重要な燃料調達の強化を図るため、LNG調達に対する国の関与を高める。アジア諸国との連携強化を進めつつ、余剰在庫の戦略的確保を支援する。

省エネ対策の抜本強化に向けて、企業・家庭における省エネ投資について、規制・支援一体型で促進する。特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こすため、企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援するとともに、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する。

再エネの主力電源化と系統安定を両立させるため、再エネ併設や系統用の蓄電池等の設置、ディマンドリスponsの拡大等により、再エネの出力安定化に取り組む。原子力について、十数基の原発の再稼働、次世代革新炉の開発・建設などについて、年末に向け、専門家による議論を加速する。

■ 地域の脱炭素化・再エネ導入の推進【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金】

### III 新しい資本主義の加速

#### 2. 成長分野における大胆な投資の促進

##### （3）GX（グリーン・トランスフォーメーション）

##### ② 技術の着実な普及、国際協力等

地域における脱炭素化や再エネ導入など企業が有する技術の着実な普及を、需要喚起策を講じつつ、サステナブルファイナンス市場の拡大等に向けたインパクト投資促進等の金融面の取組も含めて後押しする。自動車分野のGXに向け、車両や蓄電池に加え、充電・水素充てんインフラの整備や中小サプライヤーの業態転換を支援する。また、アジア・ゼロエミッション共同体構想はじめ、二国間あるいは国際機関を通じた支援等により、日本の先進的な技術についてアジア地域をはじめ国外のGXの取組に連結するなど、国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進する。

■ 地域の脱炭素化・再エネ導入の推進【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金】（再掲）

# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について

新たに活用を検討

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p><b>1. CO2排出削減に向けた設備導入事業(①は必須)</b></p> <p>① <b>再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等</li> <li>再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等</li> </ul> </p> <p>② <b>基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>自営線、熱導管</li> <li>蓄電池、充放電設備</li> <li>再エネ由来水素関連設備</li> <li>エネマネシステム等</li> </ul> </p> <p>③ <b>省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>ZEB・ZEH、断熱改修</li> <li>ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等)</li> <li>その他省CO2設備(高機能・高効率換気・空調、コジェネ等)</li> </ul> </p> <p><b>2. 効果促進事業</b> 「1. CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業等</p>	<p><b>①～⑤のうち2つ以上を実施(①又は②は必須)</b></p> <p>① <b>屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</b> (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>② <b>地域共生・地域裨益型再エネの立地</b> (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③ <b>公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導</b> (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④ <b>住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b> (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ <b>ゼロカーボン・ドライブ(※)</b> (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)</p> <p>※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2 / 3 *1	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</li> <li>各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む</li> </ul>	



屋根置き自家消費型  
太陽光発電



木質バイオマス  
のエネルギー利用



家畜排せつ物の  
エネルギー利用



導入



エネルギー管理  
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の  
ZEB/ZEH



省エネ設備の  
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

\*1: (太陽光発電設備除く)及び②について、財政力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は3/4。②③の一部は定額

出典:環境省資料

# (仮称) さいたま市重点対策加速化事業（概要）

- 脱炭素社会の実現に向けた行政・企業への社会的要請の高まりや、昨今の社会情勢を踏まえて、足元での自立・分散型再エネの導入（自主電源の確保）が急務
- 脱炭素先行地域（グリーン共創モデル）の先導的取組の深化及び市内全域へ横展開

令和4年度第2次補正予算（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用した、  
「重点対策加速化事業」を実施

## ■ 事業の柱（案）

施策	■ 公共施設の脱炭素化 (自立・分散型再エネの最大限導入)	■ 市民・企業への再エネ設備導入支援 (支援制度の創設・拡充)
連携	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 国の政府目標を踏まえた、全庁をあげた率 先的な取組の強化</li><li>✓ 新たな財源を長期的に確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 市内企業の脱炭素経営の促進（後押し）</li><li>✓ 市域全体での新たな需要創出・投資拡大</li><li>✓ 市内サプライチェーンの脱炭素化</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第三者所有モデル（PPA、リース、サブスクモデル等）を活用した導入事例の創出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地元工事業者の参画と育成（将来的な横展開）</li><li>● 事業者間のマッチング支援など</li></ul>

## 地域経済循環への貢献

- 長期・新規の需要創出を通じて、脱炭素化と経済成長の同時達成に向けた取組を加速化
- 市域全体でのグリーンリカバリー・GX（グリーントランスマネーション）を推進

# (仮称) さいたま市重点対策加速化事業 (取組内容)

- 事業期間 5年間（令和5年度から令和9年度まで）
- 交付予定額 15億円（追加枠：5億円）
- 国の財源（交付金）を最大限活用するため、地球温暖化対策推進法による「再エネ促進区域（提案型を想定）」を創設し、地域※の脱炭素化を一体的に推進（R6年度～）

※脱炭素先行地域の一つである「地域共創エリア（主に美園地区）」などを想定

## 事業概要（案）

対象	主な取組	方式	類型	規模	交付上限額
市域 全域	公共施設	公共施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入	PPA	①	50施設 4,000kw
		省エネ設備（高効率空調機器等）・ZEB等の導入事業	—	③	10施設
	間接補助 (個人)	太陽光発電設備・蓄電池設置補助事業	PPA	①	150件 750kw
	間接補助 (事業者)	太陽光発電設備・蓄電池設置補助事業	PPA 自己所有	①	40件 5,000kW
促進 区域	間接補助 (事業者)	地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング・未利用地等）導入補助事業	PPA 自己所有	②	2か所 500kw
		太陽光発電設備・蓄電池設置補助事業等	PPA 自己所有	① ②	拡大
					追加枠(R6～)

## 今後のスケジュール（予定）

日程	国（日本政府）の動向	さいたま市の対応
令和4年10月	● 総合経済対策の閣議決定	
令和4年12月	● 令和4年度第2次補正予算 成立	● 公共施設の総点検実施 (再エネ導入可能性調査)
令和5年1月	● 公募要領の公表（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）	● 事業提案書 提出予定 (●月●日〆)
令和5年2月		有識者ヒアリング等
令和5年3月	● 採択結果の公表	● 関係課長級会議（庁内）の開催
令和5年4月～		● 事業計画の策定 (対象施設、関係部署等との調整)
令和5年6月		● 6月補正予算対応

# 公共施設の総点検実施結果（再エネ導入可能性調査）

## ■ 施設数の考え方について

項目	内容	
施設数の定義	公共マネジメント計画・第2次アクションプランに記載されるハコモノ施設及びインフラ施設	
総施設数	2,023施設	
(内訳)	ハコモノ：895施設（R3末）	市庁舎、区役所、コミュニティセンター、図書館、博物館、体育館、学校、保育園、放課後児童クラブ、消防署等
	インフラ：1,128施設（R2末）	市営住宅、公園、駐車場、上下水道施設等

## ■ 調査結果

項目	内容	
調査対象施設	864施設（複合・併設施設含む）※	
回答内容	設置可能性あり：577施設	設置不可：287施設
現在の設置状況	設置済：228施設 (同住所の複合・併設施設を設置済とみなした場合：330施設)	

※【参考】調査対象外施設（設置可能性の低い施設）

・消防分団車庫：64施設 ・公衆便所：33施設 ・市外施設、個別確認による除外：10施設 ・延べ床20m<sup>2</sup>以下の施設：8施設  
・河川：7施設 ・公園：1,001施設 ・駐車場：32施設 ・上水道施設のうち広場：4施設 合計：1,159施設

※令和4年12月2日付依頼「太陽光発電設備の設置ポテンシャル調査について」より算出

# 太陽光発電設備・省エネ設導入対象公共施設一覧（案）

- 第4期さいたま市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（環境配慮型公共施設整備方針）を踏まえ、公共施設の新築・改修や設備更新時に、再生可能エネルギー設備や省エネルギーの機器等を積極的に導入。
- さいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプラン等との連携。

## 主な対象予定施設と修繕・改修計画の有無（約50施設）

R5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・大宮ふれあい福祉センター（中規模修繕）</li><li>・上峰コミュニティホール（中規模修繕R4～R5）</li><li>・大崎むつみの里（中規模修繕・大規模改修R5～R6）</li><li>・西消防署（中規模修繕）</li><li>・南消防署東浦和出張所（中規模修繕）</li></ul>	5施設
R6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・市立病院（看護師寮改修）</li></ul>	1施設
R7年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・動物愛護ふれあいセンター（中規模修繕）</li><li>・漫画会館（大規模改修）</li><li>・コミュニティセンターいわつき（大規模改修）</li><li>・北消防署植竹出張所（中規模修繕）</li><li>・馬宮住宅（建替・設置予定あり）</li></ul>	5施設
R8年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者総合支援センター（中規模修繕）</li><li>・岩槻消防署太田出張所（移転・設置予定あり）</li><li>・岩槻駅東口コミュニティセンター（設置予定あり）</li></ul>	3施設
R9年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・桜消防署西浦和出張所（設置予定あり）</li></ul>	1施設
その他*	設置ポテンシャルの高いハコモノ・インフラ施設	34施設

※計画なし又はR10以降の施設

## 【参考】優遇措置について

### ■ 脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置を受けることができる事業が18事業

省庁	主な事業
内閣府	地方創生推進交付金
総務省	ローカル10,000プロジェクト 分散型エネルギーインフラプロジェクト
文部科学省	エコスクール・プラス 国立大学・高専等施設整備
国土交通省	都市再生整備計画事業 都市・地域交通戦略推進事業
環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業● 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
農林水産省	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマス地産地消対策 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築

●：既に活用済の事業

令和5年1月16日（月）

## 令和4年度第2回さいたま市脱炭素推進本部会議

### 《本部長 指示事項》

- 重点対策加速化事業では、脱炭素先行地域の取組と公共施設の脱炭素化や市民・市内企業への再エネ設備導入支援を積極的に行っていくことで、長期・新規の需要創出を通じて、脱炭素化と経済成長の同時達成に向けた取組を加速化すると同時に、市域全体でのグリーンリカバリー・GX（グリーントランسفォーメーション）を推進していく。
- 各部局においても、この機会を積極的に活用し、公共施設への再エネ導入や次世代技術の活用などに向けての検討を進めること。
- また、各事業については、引き続き、関係所管が協力・連携し、全庁を挙げて「オールさいたま市」で取り組むこと。
- 本日紹介した地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）以外にも、脱炭素先行地域に選定されていることで優遇措置を受けることのできる事業は多い。国庫補助を活用した再エネ導入や省エネ機器設置の促進は、光熱費の削減にもつながり、単なる補助金分の財政負担減にとどまらないメリットがあるため、積極的に活用を検討すること。